

## 令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時：令和2年11月13日（金）午前10時～正午

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出 席：阿子島委員，永広委員（会長），近江委員，川島委員（副会長），菊池委員，  
佐藤委員，永井委員，長岡委員，平吹委員

### ○司会（佐藤総括）

ただいまから，令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。

それでは，開会に当たりまして，伊東教育長から御挨拶を申し上げます。

### ○伊東教育長

「令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会」の開催にあたり，一言，御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては，日頃より本県の文化財保護行政の推進につきまして，御指導と御協力を賜り，厚くお礼申し上げますとともに，御多用のところ御出席を賜りましたことに重ねて感謝申し上げます。

さて，本日は，9月の第1回審議会に引き続き，「宮城県文化財保存活用大綱」案について御審議をいただきます。

今回提示いたしました案は，前回，委員の皆様から御指摘いただいた点や，市町村教育委員会等への意見照会の結果を反映させておりますので，その点も含めて改めて御協議いただきたいと存じます。

また，本日の審議会でもいただきます御意見をもとに，さらに修正等を加えた上で，今後パブリックコメントなども実施してまいります。そこで出された意見を踏まえて，次回審議会でも最終案を提示したいと考えております。

本日の会議も，議論が多岐にわたる上に非常に内容が濃いものになると思われませんが，県教育委員会といたしましては，より良い大綱に仕上げていきたいと考えておりますので，委員の皆様には，今回も忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

### ○司会（佐藤総括）

本日の審議会の定足数について報告いたします。委員11名のうち，9名の皆様に御出席いただいておりますので，文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する，会議の定足数を満たしております。協議に入ります前に，伊東教育長は，次の予定がありますことから，こ

ここで退席をさせていただきます。それでは、ここからは永広会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

○永広会長

協議に入ります前に、本日の議事内容については、公開とさせていただきたいと思いますが、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。委員の皆様いかがでございましょうか。

(異議なし)

それでは、異論もないようですので、本日の令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会の議事については、公開とさせていただきます。

協議事項として、宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について行います。事務局から説明をお願いします。

○関口班長

それでは、宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定にかかり、イ) 素案からの変更・精査事項について説明させていただきます。説明資料は、「協議」と書かれた綴りの1ページのほか、資料-1と2となります。

9月2日の審議会にて、素案を提示しながら、主として大綱の枠組みについて御協議いただきました。その場で各委員会からいただいた意見を「大綱案」として反映し、9月中旬から10月上旬にかけて、その「大綱案」を市町村教育委員会及び庁内各課の意見照会を行いました。今回その意見等を踏まえ、調整したものが今回の資料-1と2になります。本日は、この調整大綱案について、御審議いただきたくお願いします。

まず資料-1をご覧ください。併せて、協議綴りの1ページもお開きください。大綱の枠組については、大綱の方向性を提示し、その上で現状と課題の整理、そしてその課題整理をもとに文化財関係者が目指す基本理念を示し、4つの基本方針を定めることとしております。さらに基本方針に基づいた施策展開を検討し、最後に推進の視点という構成をとる、というのは前回審議会で説明したとおりです。

今回、構成上の修正として、エピローグ的な位置付けとなっていた5章の推進の視点4項目のうち3つを基本理念から基本方針を導く視点として整理しました。5章は残る1項目に「地域特性のとらえ方」を付し、「地域計画策定の必要性」といたしました。

また、前回審議会及び市町村意見照会において、文言の定義付けがこなれていない、説明が足りないという御指摘もあったことから、「なぜ文化財を守るのか」等、いくつか原初に立ち返った説明を追記しました。また本大綱の基本理念である「文化環境」の定義も、具体例を挙げながら説明を足しました。

このほか、前回審議会にて追加した項目としては、教育関係です。2章の現状と課題、4章の施策展開に学校教育等との連携について特出しました。

さらに、全体的に、具体例や説明、挿図を追加し、記載内容がわかりやすくなるよう努めました。

このほか、表現の修正を適宜しております。特に、今回3章に移動した「存在価値」と「利用価値」ですが、もともと「使用」だったものをマルクスの「使用価値」との混同を避けるため、「利用」と修正しました。

では大綱案の流れに沿って、全体構成を確認しながら、今一度修正のポイントを順に説明します。資料-2を御覧ください。なお、主な修正ポイントはアンダーラインを引いています。

まず序章。1ページをお開きください。ここでは、これまで策定の背景のみを「はじめに」として記載しておりました。今回の案としての調整にあたり、「なぜ文化財を守るのか」を追加、また地域に文化財が受け継がれる事例として、女川町竹浦地区の獅子振りの即席獅子頭について追加しました。なお、全体的なレイアウトとして、右側を空け、ここに見出しや解説、具体例等を記入することとしています。

続いて3ページを御覧ください。第1章では大綱の目的、位置付け、対象、構成をまとめています。ここは素案から大きな修正はなく、若干の解説と図を追加したのみです。

続いて8ページ。第2章の現状と課題の整理。「文化財保護制度と文化財」「文化財の保存・活用体制」「調査」「管理・防災」「保存・継承」「活用・普及」以上6項目の概況をまとめ、課題を抽出する章です。ここではまず8ページにて、文化財指定の意義を追記しました。これは、市町村意見照会のなかで、なぜ指定文化財を増やさなくてはならないのか、という質問を受けたのがきっかけです。同じく、15ページ、文化財の保護制度の課題の項でも指定の意義について触れました。

なお、この章では、全体的に事例写真等を追加し、課題には小見出しを付けております。32ページをお開きください。教育との連携、という点は前回審議会でも指摘がございましたので、文化財の活用・普及啓発の概況において、学校教育を項立てしました。また同じページ、情報発信では、市町村の意見を反映し、グッズ製作例を追記しております。

続いて35ページ。第3章は文化財の保存活用における基本方針の章です。ここでは、前章の課題を整理し、基本理念を掲げた上で基本方針を示しています。このうち、前回の委員会にてご指摘もありました基本理念にある文化環境の定義について、より具体的な記述を36ページに追加しました。

また、市町村からの意見を踏まえ、案の調整にあたり、素案にて第5章に置いていた「文化財の保存活用にあたっての視点」の4つの視点のうち3つを、基本理念から基本方針を導くための視点として再配置しました。37ページと38ページがそれにあたります。

続いて40ページ。第4章は前章で示した基本方針の展開と推進です。ここでは、4つの基本方針ごとの具体的な施策展開を整理し、最後に推進体制と進行管理を記します。本章の施策展開では、アンダーラインをひいてはおりませんが、より具体的なイメージを持てるよう、ほぼ全項目において具体例や考え方などを右側に記載することとしました。

また、特に市町村からの意見をもとにした施策内容及びその説明等の表現の修正を適宜行っております。たとえば40ページと41ページ、市町村担当者の研修や研鑽の場の提供については、より具体的にイメージしやすいものとしております。また49ページ、「自助」「共助」「公助」の表現において、「公助」がおまけ的なものに読める内容との指摘がありましたので、書きぶりを改めております。

さらに48ページ。第2章の概況で示した教育について、方針3において「教育的意義を明確にした学校教育との連携」という項目を新たに整理しました。なお、この項目の県教育委員会としての施策自体は、他の項目に散在していたものを集約しております。

そして54ページ。素案では第5章を「文化財保存活用の推進の視点」としていたところを、先に説明したとおり、4つの視点のうち3つを、基本方針を導く視点に整理しました。これにより、本章は市町村における文化財保存活用地域計画の必要性として特化した章としました。

ここでは、前回の委員会、そして市町村からも意見がありました、通史を記載しないことにかかり、一枚岩の歴史認識を押し付けることを避けるためであること、また地域自らが個々の文化財と向き合って整理されるべきであることを追記しております。

以上が素案から案への調整にあたって修正等行った点です。

続いてイ) 今後の進め方も併せて説明させていただきます。協議資料の2ページをお開きください。今回御審議いただいた内容をさらに反映し、12月末にはパブリックコメント募集を1月末締切で行います。それら御意見を調整して最終案を作成し、2月に本年度第3回の審議会を開催、その場で最終的な御意見いただきたく考えております。できればその審議会で答申を得て、3月中に教育委員会議決、本年度中の策定で進めたいと考えています。

大綱の策定に関する説明は以上です。本日は大綱の細かな構成、項目、書きぶり、さらには個々の表現等について時間の許す限り御意見をいただきたく、よろしく御審議のほどお願いします。

#### ○永広会長

ただいまの事務局からの説明について、委員の先生方から御質問、御意見があれば頂戴いたします。今回は序章から第2章までと、第3章から終章までに分けて協議いたします。

最初に私から。少し細かな問題なのですが、一つ意見、一つ要望がございます。

1ページの序章の部分。全体の内容にももちろん異論はないのですけれど、例えば1のはじめに「なぜ文化財を守るのか」というところは、書き出しが多く文化財が伝わっているところから始まって、それは人々が長い歴史の中で作り上げてきたものだという書きぶりになっています。それでもいいのですが順序としてはもともと自然というものがあって、地球の歴史の中で自然が形成されそこに人が住み着いて、生活を営んで文化をつくり出してきたという順序になるのかなと。そういう順序に従ったほうがわかりやすいのかなという気がいたします。

それが1点ともう1点、同じところで、この書きぶりですと文化財というものが、人が作り上げてきたものだけというふうに捉えられてしまう可能性があります。景観や、天然記念物というようなものはもちろん人との関わりもありますけれど、基本的には自然が営みの中で作り上げてきたものですので、そういうものも文化財に入るのだということを、一言でよろしいと思うのですが、付け加えていただければと思います。

それから、その次の2ページ、その資料の部分なのですが、「文化財が地域に受け継がれていること」というところの一行目、これは単なる字句修正のお願いです。

「リアス式海岸の入り組んだ浦が点在する」という書き方なのですが、リアス式海岸という言い方は、昔はごく普通に使われていて、今でも教科書の中で、この表現が使われていることありますけれど、地形学の分野では、「式」を取った「リアス海岸」というのが正式な用語になっています。式をつけると実は意味が重なってしまいます。リアスという中に、ギザギザののぎりのような海岸の連なり、集合という意味が入っていて、そういうもの一般をリアス海岸と呼んでいるので、リアス式というとは実は式式というような表現になってしまいます。だんだん教科書でも式を取ったものが増えてきたのですが、まだ一般には確かにリアス式海岸という表現がありますが、公文書ですので、できれば正しい表現にいただければと思います。

その他、委員の皆様の方から御意見或いは御質問等ございますか。

#### ○平吹委員

少し外れてしまうかもしれないのですが、まず感想をお話させてください。関係部局あるいは市町村の方々にも問い合わせをなさって検討されたとのこと、とても丁寧に進めておられることを知り感銘を受けました。その結果を受けて今回、このような修正案が出されたということになります。非常に見やすく、内容もすっきり整理されているという印象を持ちました。

先ほども話題になったのですが、「右側に見出しがあったり、説明がなされている」という体裁については、「大綱の読み進め方」のような説明書きがどこかにあった方が、読み手にとって使い勝手がいいのではないかと感じました。これは大綱の内容には直接関係しないことです。

それから非常に小さいことなのですが、31ページに植物のことに関わって気候変動の話が出てきて、48ページでは自然災害という用語が出てきます。どちらも文化財にダメージを与える劇的な環境変化という点で共通するので、二つ並べていただくか、或いは両者を包含するような用語で統一する方がいいのかなと感じました。

#### ○永広会長

何か今の御意見に対して事務局からございますか。

○関口班長

例えば「気候変動及び大規模災害」とした方がいいのか、何か包含する定義がもしあるのであれば、御紹介いただけるとありがたいのですが。

○平吹委員

「気候変動及び大規模災害」で結構です。

○関口班長

わかりました。

○永井委員

第2章のところで、市町村の方々から、「何で文化財を増やさなきゃいけないのだ」というような御質問があったということで、それに答えるような形で、修正されたということですが、少し具体的にどのようなところを修正されたのかということ、もう1回説明いただければと。

○関口班長

8ページが一番説明になっているかなというふうに事務局では思っております。8ページの二つ目のアンダーラインのところですね。文化財指定しなくても保護できればいいのではないのかという意識で、指定数が少ないから増やしていきましようというのは少し乱暴な言い分じゃないですか、という市町村の御指摘がございました。ただ指定文化財の指定というのはここにも書いた通り、保護の対象を明確にして保護の責任の所在を明らかにする。つまり行政が保護に対して、ある一定程度担保をしていくということになります。文化財としての価値を失わないように、対象を明確にして、行政としてもそれに対して具体的に補助金を出したり、或いは修理或いは現状変更に対して規制をしたりというような形になるかと思えます。

結局指定をしないと、公或いは地域も含めてだとは思いますが、行政的にも保護の担保が取れなくなるというようなことになりますので、指定というのは重要なのだというように伝えることを考えまして、このような書きぶりとしてみました。語句の説明も少し下手で申しわけないのですけれど。

○永井委員

指定になってないと、災害の時やでもなかなか補助金というのは出しにくいというのがあるのですよね。何か少しじっくりこないのですけれど。おっしゃる通りでいいのですけれど法的なことで必要だ、というのはこれでいいとは思いますが、もう少し何か違う意味もあるような気がする。

#### ○永広会長

私が考えるもう一つの意義はですね、やはり指定することによって、広く県民の皆様を知っていただけるということ。やはりそういうところで県民の皆様の知識が増え、理解が広がらないと、保護も活用も成り立たないだろうと。未指定のままですとやはり、わからない。その地域に住んでいる方でもその存在を知らないというようなものがいっぱいあります。指定することによって広報もきちんとした形でできるようになる、というような中身も入っていてもいいのかなと思います。

#### ○関口班長

法令が云々というところで話してしまうと、結局やはり法律の問題になってしまうところがあると思いますので。もう少し砕いた形で指定の必要性というのが表現できればと。今一度考えてみたいと思います。ありがとうございます。

#### ○阿子島委員

今の指定にすることと、行政的環境について少し意見があります。前半に関することでもありますので、ここで申し上げるべきかとは思いますが、指定というのは確かに、我が国の文化財保護行政、指定主義という原則が御承知のようにございましたわけで、指定ということを通じてそれが中心になって、全体の理解も深めていく、そういう趣旨も含まれているのだと思います。それで、今回の大綱において、非常に幅広い範囲の文化財という考え方をとっているわけですね。それは大変意義が大きいことと私は受けとめたのであります。

すなわち、9ページに、文化財保護法を中心とする国の文化財体系図、これらに未指定・指定それぞれ含まれるカテゴリーが示されて、その中から、相対的に保護すべき、高い価値を持つというものが、段階的に指定されていくという、皆様御承知の体系のわけですが、この大綱においてはもう一つ、文化的環境ということ、概念的に、かなりしっかりと強調しているわけです。そのことと、この指定主義という方の関係は、実は非常に人間の歴史文化を捉えていく中で、整合している。望ましい捉え方ではないかというふうに受けとめました。両者ともに重要と強調される大綱で、よろしいのではないかと思います。すなわち、9ページの文化財保護法に規定されている対象は、カテゴリーを分けて、個別のカテゴリーに分類されているわけですが、別のところで「狭義の文化財」という言葉が使っていますが、それに対しては「広義の文化財」、より広い立場、これらが相互に関連し合って、自然環境もちろん先ほどの御指摘のように含まれるわけですが、自然環境・社会環境を含めた大変に広い枠組み、私たちの生活、社会の基盤になる「文化的な環境」という概念を打ち出しているわけです。ですから広義の文化財という立場をとっていくということで、大変望ましい大綱であると感じました。

文化財保護法が法令の中核なわけですが、それにとどまらず、広義の幅広い対象を、

保護していく対象と考えるということの根拠として、国や宮城県や、様々な関連する法令が、きちんと明示されている。これも望ましい。理解していただくための方式ではないかと思えますので、この点ももう少し探して、何かあった場合、それも少しこう、私、具体的には知らないのですけれども、もし全体の完成までに、見いだされることがありましたら、それもあわせて、右側の欄に追記するというのも可能だと思いますので、そんなスタンスで進めていただけたらよろしいのではないのでしょうか。やはり今までの、文化財の市民の側或いは行政、或いは一般的な側の捉え方に対して、今回の大綱は文化環境という概念を、理論的な根拠として提示しながら、広い立場で考えていこう、それらは全体として一体なのであるということが、はっきりあらわれているように思われますので、こんな方針でよろしいのではないのでしょうか。

#### ○関口班長

ありがとうございます。阿子島先生のお話を聞きながら思い出したところですけど、今回の大綱では広く文化財の定義というのを規定しておりますので、逆に言うと、指定文化財というものの定義がどんどん薄くなってしまおうというような形になったので、敢えてこういう書き方、法令というところで記載したところではございました。ただ永井先生からもご指摘あった通り、もう少しわかりやすく修正しつつ、基本的なところは変えずに、というところでやっていければなというふうに考えております。ありがとうございました。

#### ○阿子島委員

もちろん指定してしっかりとシステムの体系の中で守っていくというのが、中核であるということには全くどなたも異存ないと思いますので、それも指定物件をしっかりとリストとして出されていますし、最初の方の章でこの指定の考え方が中核であるということも出ていますので、バランスを取って進めていただければよろしいのではないのでしょうか。

#### ○長岡委員

最後のところに書かれているように、一枚岩の歴史認識を押し付けることを避けるために、概要にとどめて俯瞰的なことは示していないという、これが最後に出てくるので、通常の見方とすると、宮城県の人たちは宮城県の文化をどう捉えているのだろうというのが最初に来るのが自然かなという気はするのですけれども、この大綱の方針はそこを極めてニュートラルなものにして、私たちは宮城県の文化を限定的には捉えませんという、そういうスタンスが貫かれていると。そのこと自体は、一つの見識だと。ただ、今回のものを見ても、宮城県の文化とは何なのか、ということをやはりどうしても感じるわけで、それを説明するときには、個別の現象の集積が宮城県の文化ですというふうに言うか、宮城県以外のものとはこういうふうが違うので宮城県はこういうふう位置付けられますというか、多分どっちかの言い方が取られるのが普通かなと思うのですけれども。今回は文化環境という

キーワードを作られているので、様々に各地に形成されている文化環境の集積が、宮城県の文化財の総体ですという、そういう話の組み立てになっていると理解いたしました。したがってこれを各地方の市町村に示すことで、それを継承してくださいというそういう趣旨になっていると思う、思うのですが。ただ少し先ほど阿子島先生の話も聞きながら少し思ったのですけれど。文化環境ってもっと広いものとして考えてもいいのではないかというふうに少し思いました。つまりここ広域の文化環境ということです。つまり宮城県全体が一つの文化環境であるということも理屈としてはできるので。文化環境というのはもっとこう、伸び縮みするものだというような、地域的にですが、そういうような概念を入れることで、いつかどこかで、宮城県というのはこういう文化環境なのです、や、こういう特徴を持っているのですというのがこの大綱を通じて、今は示されなくてもいつかわかってくるような仕掛けも作ってもいいのではないかというふうに思いました。やや小さい文化環境の説明に終始しているのではないかという印象を持ちましたので、少し一言そのことを申し上げたいと思います。

#### ○関口班長

ありがとうございます。仕掛けという意味では、例えば兵庫県が歴史文化基本構想を県としてやった時に、あそこは藩政期にいろんな複数の国があったということもあって分けやすかったのですけれども、各地域で、ワーキンググループを作って、うちの地域はこういう地域だ、こういう地域だというのをディスカッションして、それを積み上げて兵庫県の歴史文化はこうですというのを1回作り上げています。宮城県においても今後そういったことを、市町村、或いはもっとミクロな単位からでもいいと思うのですけれども、そういったことをやればなあとは思いますが、どこかにそういったことを推進するような書きぶりというのをどこかに入れていきたいというふうに思います。

あと、先生に最初に御指摘いただいたその一枚岩の歴史認識の点つてのはやはり最初の方にあった方が読み物としては、分かり易いというような感じでしょうか。

#### ○長岡委員

はい。

#### ○関口班長

わかりました。検討させていただきます。

#### ○川島副会長

細かいことになるのですが、13ページですね。無形民俗文化財の事例が並んでいるところなのですが、月浜のえんずのわりや、名振のおめつきというのは、非常に継承が難しくなっている。えんずのわりは、子供たちが少なくなっている。それからおめつきも個々の事例

の中に入れていいのかどうかという危惧があります。27ページの課題ですね、体制に関する問題の頭のこの理由のために、この二つは非常に衰退しているわけなので、課題にこのように謳っているからには、ここで事例に挙げる必要はあるのかなというような、そういったことを、細かいことですが気づいた次第です。

○関口班長

ありがとうございます。

○永井委員

宮城県のこの概況というのが書いてありますよね。先ほどからも出ているように、今回は文化環境というのが、大きな考え方の一つだと思うのですけれども。その中には未指定・未登録も入ってくるわけですね。その辺についてこの第2章のところで指定されているもの或いは登録されているものについては書いたのですけれども、未指定・未登録についてというのは触れられてないのですよね。だからその辺についても一応、たまたままだ指定・登録をされてないというだけであって、基本的には文化財として十分価値があるものが実はたくさんあると思うのですよ。その辺も含めて記述されると、より文化環境というのが、そういう定義に繋がってくるのではないかなというような気がしますよね。読んでいて何となくどこか引っかかるところがあるのはそこではないか。まだ指定・登録になっていないものについて、あまり触れられてないと言いますかね。この15ページのところに絵が書いてあるので、広義の文化財というのも評価しましょうということが書かれていますが、これが大事なのですよね。その辺について、もう少しこう、文化財保護制度と文化財というこの8ページのところの章の中に、そういう未指定・未登録、たまたまそういう状況にあるものというのをどうするのかというようなことも少し書かれた方がわかりやすいかなという気がします。難しいとは思いますが。

○関口班長

ありがとうございます。未指定・未登録、つまり文化財保護制度という中では拾っていないものという形になるかと思えます。この項目自体が、文化財保護制度はこういうものです、こういう状況にあります、ということを説明させていただいている中で、課題として初めて、こういうのも重要なものだけれども、掬い上げられてないのだというところで、先生がおっしゃっているような未指定未登録も重要でありながら拾っていないというようなところが出てくる、という流れにはなっているのですが、最初に大事ですよということをどう表現すればいいのかというのは確かに悩ましいかと。もう少し、ここが課題、というのが弱いのであれば、もっと強くじっくりとその未指定・未登録も大事なのだということを強めに表現してみる、書いてみるというのはいかがでしょうか。4ページ5ページのところでは、指定未指定という制度上の話はしてなくて概念的な話になっておりました。ただこの段階で幅広い対

象というのは定義している、定義というか、対象としますよという意思是表明させていただいたところです。その辺からどう、そうですね読み物として、どうしてかというところにもなるのかなとは思いますが。検討させてください。

○永広会長

今のところはやはり、直接関わるのは「文化財の調査」という細目かなと思うのですが、そこで未指定のものにどれくらい網かけができるのか。その表現をもう少し強い表現にすればある程度解決できるのかなとは思いますが。ただしその項目の中だけではなくてもっと広い範囲で何かそれを、滲みさせたいというのもあるので、それはどこか前書きなり、最後のまとめなりに一言触れておくべきことかなと思います。

○関口班長

ありがとうございます。永広先生がおっしゃったようにその調査というところが、まさに未指定未登録のものを含めた、調査になるわけでございまして、今は調査の書きぶりが、悉皆調査、個別の調査等々、淡々と事実を書いているだけでございますので、今一度、場合によってはここで、調査の目的や、調査の枠、こういった形で、こういった位置付けでやります、という意図がもう少し見えるような書きぶりの方が、先生の御指摘に合うのかもしれないので、その辺りを少し検討させていただければと思います。

○阿子島委員

今のことに関連することで、行ってきたことの記述の中に悉皆調査についての項目がありましたので、その辺りで関連させて、何かこう文言を入れるとか、未指定ではあるけれども、どういうものがあるかということをごとく調査をする。そういう事業も進めて参りましたということで、1点は強調できるように思いました。

○関口班長

ありがとうございます。

○佐藤委員

すみません、とても細かいことなのですけれども、文章の問題と用語の問題です。1ページの20行目なのですけれども「文化財においてはそのものの消失他活動の停滞」というところの活動は何の活動なのかを入れないと、文章として意味がよく通らない。文化財の保存活動であるということだと思えるのですけれども、文書として入れた方が親切であるということです。

あとですね、12ページの絵画のところなのですけれども。12ページの7行目、絵画は「室町期の神仏聖人画」があるのですけれども、こういう用語は存在しないと思うので、これ

を見ると仏画なのですけれども、少しそういう細かいところもチェックした方がよろしいかなと思います。

あとですね、28ページの上から4行目ですね、「文化財保護の一部に属人的な側面がある」という話で、脇の小見出しのようなのは、「属人性的な体制」というので用語が不統一になっているというところですね。

ですから少し、こういう事細かいところなのですが、これからブラッシュアップしていく段階で、用語に関しまして、少し見直しといたしますかですね、専門家のチェックを図った方がよろしいのではないかなというふうに思います。

#### ○関口班長

ありがとうございます。ちなみに1ページの活動の停滞というところなのですが、いろんなものを含みつつ、こういう書き方になりまして、先ほど保存活用の停滞というところですが例えば後、無形民俗で言えば、そうですね継承といたしますか、上演という言葉を使っていかどうかわかりませんが、披露といたしますか、そのもの自体というところも含んでおります。具体的にもう少しわかりやすく書かせていただき、あと文言等の修正につきましては、今一度チェックさせていただきますありがとうございます。

#### ○阿子島委員

32ページですが、新しくこれまでの議論も踏まえつつ学校教育を、しっかり入れていただいたということはよろしいと思いますが、ここで市民の皆さんに割となじみのよい言葉に、校外学習ってありますね。クラスがまとめて、例えば地底の森に見学に行くって言って、校外学習という言葉、この辺りに少し入るとよろしいのではないかと思ったのですが、御検討いただけますでしょうか。

#### ○関口班長

ありがとうございます。検討させていただきます。

#### ○永広会長

今のところに関わって私も発言しようと思ったのですが、実はこの学校教育を大きく取り上げていただいたことは重要なことだと思うのですが、一方で学校教育以外のところは、その少し上に生涯学習の一環として講座が開かれているっていうのはあるのですが、結構軽い。少子高齢化社会というふうに言われている中で、もちろん学校教育は非常に重要なのですけれども、やはり幼児から老年まで、すべてを通した広い意味の生涯教育という視点はますます重要になっているのではないかなという気がしますので、もう少しこの書き方を工夫された方がいいのではないかと。

それと関わってその次のページ、この部分の課題があるのですけれども、課題のところ

の生涯教育と各教育の話があってもいいのではないのかなと。やはりそれだけ大きく注目しなければいけない分野だと思います。できましたら、そこを少し考えていただければ。

○関口班長

はい、ありがとうございます。

○永広会長

その他ございますか。後でまた御意見いただいてもよろしいのですがちょうど今半分ぐらい時間が経ったところで、換気をしなければいけないということですので、ここで5分間、少し休憩をとって、後半の議論に入りたいと思います。もちろん後半でそれに関わる前半の部分の御意見いただいてもよろしいかと思ひます。

(室内換気)

○永広会長

それでは皆さんおそろいのようなので、議論を再開したいと思います。まず全般の部分で何か言い足りなかったことがございましたらお願いしたいのですが。特にございませんか。それでは第3章4章の後半の部分について、御質問或いは御意見ございましたらお願いいたします。

○菊池委員

3点ほど意見を言わせていただきます。1点目は37ページの文化財の存在価値と利用価値というところです。大事な部分で、工夫されて文章を組み立てられたということで、拝読させていただきました。その上で、多分重要だとお考えでこのように入れたと思うのですが、最後の文章で「近年の文化財の活用は、これまで文化財を脅かすものと指摘されてきたこの利用を、文化財の多様な価値として位置付け直し」とあります。この表現が、少し強いという印象を持ちました。ですから、「従来、文化財の利用としては考えられなかった利用を、今後は考える必要がある」程度の文章にされた方がよろしいかと思ひました。それと併せてここに「利用」を入れてしまいますと、この利用が何を指しているのかが、文章上よくわかりません。上の方に「文化財に新たな利用価値が生まれます」とありますから、新たな利用価値というものが、脅かされ忌避されてきたとされる利用との組み合わせで、少し文章を工夫された方がよろしいと思ひます。

2点目は、48ページのところで、先ほど永広会長からも御指摘があったように、学校教育をここで独立させて入れたことは非常によろしいと思ひました。一方で、生涯学習的なものが少し沈んでしまった印象を持ちました。例えば社会活動や、上の方の47ページに所々あるのですが、全体的に県民がひろく文化財を享受し、保護しながら活用していける体制を

作っていくということ、もう少し強く打ち出した項目があってもいいのではないかと。

3点目は、市町村からのコメントです。回答の中で、やはりこれが現実的なので多いのだらうと思いましたが、人材育成にどのように取り組むのかということで、県の指導的な立場が欲しいという意見が出されています。それに対して、施策の中に方向性を示したいというふうに書かれています。また、業務の性格上、現実的には専門職を継続的に担保していく必要があるけれども、見込めない部分もある、ということに対して、コメントを返す形で、文化財専門も職員が減少していく可能性を視野に入れて、組織として専門性を担保することを意識していく必要があると述べられています。この通りと思うのですが、きっちり伝えるような箇所を、目立つ形で入れていただければと思います。

#### ○関口班長

ありがとうございます。1点目2点目については、修正、追加を検討させていただきます。3点目につきましては、今のところ先ほども御説明しました40ページと41ページで、やはり若干概念的ではあるのですけれども、県教育委員会としての施策というところのアンダーラインを引いている箇所。こちらで文化行政の基礎研修、これは今も担当者会議みたいなものを行っていますけれども、そういった研修や、文化財類型ごとの研修、或いは総合的な保存活用研修等々。まずはこういったことをやっていきますよというのを書いたところでございますが、場合によってはもう少し説明を加えるような形で、積極的な取り組みとして位置付けていくような説明の追加を検討させていただければと思います。ありがとうございます。

#### ○永広会長

私からそれでは一つ。この基本方針、或いはその基本方針の展開と推進で、2番目に文化財を適切に理解するという柱が立てられています。私の最初にパッと見た、この理解という言葉ですね、文化財の重要性なり、その地域にどのような文化財があるかを、行政のみならず、一般の県民が広く理解するという意味かなと、いうふうにとっていたのですが、中身を読みますと、基本方針での推進のところでも、どちらかという行政の立場から、どう文化財を調査し把握し指定し、活用するかというようなのが主に述べられていて、広く県民はその文化財の意義なりを理解するというのが、その学校教育なんかのところでも少し触れられているのですが、かなり弱いのかなと。文化財を守り育てていくためには、広い県民のやはり認知、理解が必要だと思いますので、もう少しその下からというか、県民の立場からの理解をどう進めるかというような書き方があってもよろしいのかなあというような気がします。そういうことがあって始めて理解が、例えば他の柱の土台づくりや活用やというところに結びつくのではないかと。これが1点。

それから2点目は今のこの後半の話と関わるのですが、ここでは柱を土台づくりと理解と利用それからもう一つ災害対応能力もあるのですが、きちんと分けて書かれているの

ですが、これらの相互の関わりがどこか最初なりまとめにあってもいいのではないのか。これらはそれぞれ独立してあるものではなくて相互に補完し合うものだと思いますし、そういう認識の上で方針を立てないと、やはりや片手落ちになってしまうだろうと。短い文章でいいと思うのですが、まえがきのなところからまとめのところがよろしいのでしょうか。それぞれのその相互に関連するものだというような表現、或いは図を入れたほうがいいのかという気もするのですが。それがあつた方がより大綱の趣旨が理解されるのではないのかなと思います。

○関口班長

ありがとうございます。まさに二つ目の方針の相互関係の図というのは、御指摘の通り少し検討させていただければというふうに思います。県民の立場からの理解というところなのですが。確かに御指摘の通り行政を中心とした理解、というか調査的などところを中心に書かせていただきましたが、県民、地域の理解となると若干方針3の方にもかかってきちゃうのかなというところで、少し純化したような感じにはなつたところがあるのかなという感じがします。永広先生がおっしゃっているようなところだと、44ページの「普及啓発と連携した文化財調査の実施」というのが、アウトプットを見据えた調査もやっていますよというような書きぶりにはさせていただいていたところ。御指摘の点、理解しましたので今一度少しこの辺の構成、少し裾野という言い方が正しいかどうかわかりませんが...

○永広会長

裾野でよろしいかと思います。やはり上から目線というか行政目線になっていて、行政の施策を進めるための連携みたいな話があるのですが、多分それではまずくて、もう少し県民目線が必要かなと。

○関口班長

わかりました。ありがとうございます。検討をして修正させていただきます。

○川島副会長

すみません、また少し細かいことなのですが、よろしいでしょうか。38ページの4行目に、先ほど少し菊池先生から出たところで、利用価値ということで、なぜ活用価値という言葉を使わなかったのかについて少し聞きたいのです。後で活用って言葉も出てくるのですよね。40ページの中頃に、「公開（活用）」という言葉が出てくるので、やはり利用と活用は違うのかなと。その辺りをお聞きしたかった。

○関口班長

はい。存在価値・利用価値というところの、わざわざこの括弧書きで使っているところで、33ページのところで若干触れていますが、文化経済学になぞらえてこの用語を引っ張ってきました。もっと言うところの文化経済学も、存在価値・利用価値という、二義的なものではなくていろんな価値があって、整理されています。そこから引っ張った言葉ということもあってこの利用価値というのを使わせていただく。前回御提示した使用価値というのは実を言うと、私も少し間違っていて書いていたところがございます、むしろ利用価値の方が、文化経済学上は、正しい表現でしたのでこういう表現にも修正させたい。

○川島副会長

大きな違いはないですが、活用の方が、もう少しこう温かい表現かなと思いました。わかりました。

○関口班長

そうですね全体を見ながらも今一度少し検討はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○阿子島委員

普及啓発との連携という点ですね、40ページのこの研修の充実ということに関連するかもしれない意見なのですが、44、45ページで、「例えば刀剣やこけしなど、これまで想像もしなかった文化財が脚光を浴びることがあります。作為的な仕掛けは必要ありませんがこれら、隙間的潜在的な需要にも対応できる広い知見が必要です」、と少し細かい意見ですがこの辺りの文言なのですけれど、何かこう「隙間的潜在的」というと、やや消極的なような印象を受けませんか。例えばですけれども、タイムリーなニーズなどとかですね。この頃の刀への非常なる関心や、或いは少し前の仏像ですね。市民の意識の高まりみたいな、2年ぐらい前だと縄文文化の時になど、いわば急にブーム的になることが最近頻繁にあるわけです。それはやはり、私たちとしては積極的にこういうニーズがある機会であるというふうに捉えることも大事なのではないでしょうか。もちろん行政としての一貫性、これは重要ですけれども。ただ、考えてみますと、こういったものもしっかりと文化財の指定の体系の中にも位置付けられているものが大多数なのでございますね。ですからその辺で大綱全体としての整合性は、何ら失われることはないと思いますので、前半の方で意見申しました。様々な関連法令では、文化財保護法でしっかり線引きして、くくっていないものも広く取り入れていこうという大きな方針ですので、その中でも刀剣や或いは仏像などというのは指定物件でも重要とされてきているカテゴリーですので、その辺りを検討いただけますでしょうか。

また関連したことで、市町村担当者の数が非常に少なく、幅広い対象をカバーして、市町村の皆さんの要望に応じていかななくてはならない。これは本当に大変なことなので、 4

0ページの、この県の施策としましての、多様な研修会という、ここと繋がるのだと理解するのですが、この辺りを見てもやはり、やはり1年、2年と続いて、市民の皆さんの関心が引き続き高いという分野ですと、市町村の方で、市民の皆さんから、いろいろこう聞かれたり知識を求められたりすることも多いのではないかと想像するのです。そんなニーズに応えるように、県として研修会の内容やテーマを考えていけるようにという、そんな方策、方針が示される文言が、何かこの40ページの箱の中に、さりげなくとも入ったらよろしいのではないかと思います。そうすればそこを根拠にして、例えば、刀の手入れの研修会や、以前にもなさっておられましたけれどもですね、うまく整合して有機的なシステムに入るのはないかと、少し考えました。

#### ○関口班長

ありがとうございます。具体的に書きすぎるとあれなので、何か読み取れるような、書きぶりは検討したいと思います。また隙間的潜在的のところなのですから最初「ニッチ」という書きぶりで書いていた横文字を日本語にただけでございまして、もう少し表現については検討させていただきます。ありがとうございます。

#### ○長岡委員

少し戻りますが、38ページの先ほどの御指摘のあった利用価値の付近ですけれども。遺産の商品化とまではいかななくてもという部分ですが、やはり今回の大綱の見所は、私はやはり、この文化環境というキーワードを作られたことで、それによって個別の文化財は、単独で自立的にあるのではなくて非常に有機的なもので、人間の営みと非常に結びついているというところに価値づけを見いだしているわけなので、それは言うなれば、文化財を商品とは見ないですという、そういう姿勢だと思うのです。なので、この利用価値という言葉はどうするかというのは先ほど議論がございまして、確かに使用よりは利用の方がいいと思うのですけれども、利用と活用どちらがいいかは、私もわかりませんが、向かうところが、商品的には使いません、やはり人間の営みと不可分なものとして環境と一体となります、というそういう趣旨をここでは打ち出すべきだと思うので、商品化ではない方向にするというのをむしろ強調された方が、全体の趣旨に、沿うように思います。

先ほど少し永井先生とも話したのですけれども、宮城県っていうのはこういうものだというのは最初に打ち出さないとおっしゃったのは、それでいいと思うのですけれども。やはりその理由の一つはやはり、文化財はこの文化環境ごとに、それぞれ意味があるわけなので、一枚岩的な説明はしない、というふうな趣旨だろうと思いますので、やはりこの文化環境ということは、もっとずっと早いところで示されて、この大綱の基本理念、やはり重要な部分であるということを示した方がいいのではないかと。先ほど、永井先生とお話して、そういうふうに私も感じたので、改めて申し上げます。

○永井委員

先生の御指摘のように、文化環境というのを最初に持ってくる。そうすると最初からそういう考え方で全部読めますので、今まで何となくもやもやしていたものが全部すっきりするのかなというふうに思いました。やはり一番の目玉ですので、こういうふうに文化環境として捉えるのだというようなことを前面に打ち出す。

利用価値やいろいろなものがありますけれども、それも最初に観光や商品化や、そういうようなもので打ち出すのではなくてやはり文化環境ですよ。そういうものとして熟成していく。その結果としていろいろ、経済活動にも影響が出てくるよ。そういうふうな考え方の方が、正しいのではないかなと思うのですけれどね。その方が、おそらく文化財というものを守る、或いは後世に伝えるということで、無理なくいけるのではないかと。やはりどうしても商品化となると、売れなきゃならない、お金にならないなら意味がないのであれば文化財としていらないのですかというふうになりますから。順番として、やはり文化環境というものが先にあって、県民のそういう生活に基づいて、そこに付加価値として経済活動が生まれてくる、そういう考え方が大事ではないかなというふうに思う。

○関口班長

ありがとうございます。文化環境の定義についてどこで説明するかというのは、もっと前だという御意見もいただきましたので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○平吹委員

今のお話にも関わると思うのですが、36ページです。文化環境の定義が書いてあるところの上に概念図があるのですが、私はこれを非常に気に入っています。その上で、前回もお話ししたかもしれないのですが、この定義の中にやはり社会環境や自然環境が出てくるのです。3者の関係として、文化の外側を囲むもの、或いは文化の土台として社会環境がある、そしてさらにその外側を囲むもの、或いは社会環境の土台として自然環境があるというような大きな枠組み、そういった入れ子細工のような概念図或いは跳び箱のような形の概念図もどこかに一つでもよいので示していただいた方が、さらに理解が深まるのではないかと感じました。

それから、37ページの「人口減少社会における文化財」部分の書きぶりなのですが、読み進んで行くとわかるのですが、失礼なのですが理解しづらい硬い文章のように感じました。おそらく「文化財は地域に根差した、人や生物が創る温かいもので、現場がないといけない、主体がないといけない」という話だと思うのです。そして、「AIはその管理や維持に大変有効だ」ということが書いてあるのだと認識しました。

38ページには、「境域」という用語が使われており、ニッチや隙間のことかなと認識しましたが、この小見出しもやや理解が難しいので、「いろいろな分野との隙間を一緒に埋めてくようなストラテジー」としての「多様な主体の協働」といったストレートな言い方に変

えていただいた方がいいかもしれないと思いました。また、この記述の下方にも概念図があるのですが、もし可能であれば、この外側にさらに円を描いていただいて、例えばそこに「よりよい地域づくり」、或いは今回SDGsを4ページに取り上げておられるので、もし県全体としてSDGsを一つの基軸として施策を進めていくということであれば、「持続可能な地域」といった用語を加筆いただくと、さらに全体像が見えてくるのかなというふうに思いました。そして、図中のまちづくりのあたりに「防災」という観点を追加していただくことも検討いただければ思いました。

それからすみませんがもう1点。53ページの下の方に、今後の進行管理を描いた概念図があります。これまた細かいことなのですが、文章を読むと「5年ごとに見直しを行う」、「地域計画をサポートします」というふうに書いてあります。したがって模式図のアクションプランに続く2つの矢印を、地域計画支援との間でやりとりがあるような両方向に向いた矢印としていただく、或いは「本格実行」と書いてあるのですけれども、これを例えば「順応的な実行」と表記いただくというような検討をお願いしたいと思います。長くなりましたが以上です。

#### ○関口班長

ありがとうございます。最初にお話のあった概念図のところで、自然環境・社会環境という入れ子になるようなイメージというのを御意見いただきました。その点につきましてもう少し教えていただければと思うのですけれど。例えば、今のこの36ページの図で、社会環境・自然環境というのが、四角で外側に入れ子であったときに、例えばこの、自分で書いておいてあれなののですけれど、文化環境というのはそれよりも外になるのか、内になるのかというのは、先生のイメージだとどちらになりますでしょうか。

#### ○平吹委員

難しい問いかけですので、先生方にもコメントをいただいた方がいいと思います。私は内だと思います。社会環境・自然環境を文化環境の外側に書き加えていただく際も、破線ではなくして表現いただくとか……。皆さんからコメントいただくとありがたいです。

#### ○近江委員

40ページですけれども。基本方針の施策展開というところで、文化財を守り育む土台を作るというところで、人材の継続的な確保と育成という項目があるのですが、いろいろ先ほどの各市町村からの意見の回答等を見ますとやはり人材不足というか、文化財に関わる人、人材が非常に少なく、大変苦勞しているという状況がありありとわかります。まず、近在の市町村との連携で、それを何とかこなしているという部分も見えます。それについて、県教育委員会としての予測というところなののですけれども。若い人材を育成するという意味では、大学との連携はできないのかという、そういう部分も一つ入れて欲しいなと思うのですね。

毎年、学芸員課程を持っている大学の学生は、学芸員の資格を取るための博物館実習に参加しております。毎年、何十数人かわからないのですが、各博物館になると、10名以下になるかと思いますが、学芸員になりたいという希望を持った若者がいるわけですね。現場で経験して体験して、学芸員になりたいという希望をより強く持って、大体が大学に戻って参ります。ただ、現場の採用がないので、公務員試験を受けるということが先で、そこで受かって初めて行かせてもらえるというような、大学の方で公務員試験を受けるような人までいるわけですね。そういう意味で、アルバイトやら入ってもいいと思いますし、身近なところで、この人材育成の場を設けていただいて、大学等の連携等ですね、短期間のアルバイトなり、何か特別展をやった時にかかわらせていただくなど、そういう教育現場との連携をもう少し、生かしていければ。要望希望はあるのだけれどもなかなかそれが実現できてないという、そういう現状があるかと思しますので、その辺を少し、大学との連携みたいなことを人材育成のところに書き加えていただければいいかなというふうに思いますが。

#### ○関口班長

ありがとうございます。項目で言いますと41ページ、関係機関との連携強化というような項目を作っております。ここでぜひ、大学との連携というのを少し入れてみたいというふうに思います。

#### ○永広会長

私から少し。2点意見なのですが。1つはですね、四つめの柱の先ほど少し話が出た災害対応能力のところ、例えば48ページのところに、方針4「文化財の災害対応力を高める」というのがあって、その書き出しが「自然災害の増加や自然、人為的破壊行為の過激化により」という書き方。確かにそうなのですが、少しこの書き方は生ぬるいのかなと。自然災害についてみると、昨今少し雨が降ると、すぐ1日雨量100ミリを超えるのですが、30年40年前の統計資料を見ると、そういう雨量というのは、多分一つの、例えば東北地方という地方を取った場合に、数十年に1回の出来事でまさに異常な出来事だったのですけれども、皆さん御存知の通り、年に何回もそういう状況が起こっている。だから、単なる増加ではないのだと思います。ただ自然環境自体が大きく変わっているというようなことかもしれない。気候変動が変わっているところもありますし、或いは地震や火山活動とってみると、もしかすると、少し大きなスケールでいう長周期の変動で活発化に向かっているのかもしれない。これまでの自然災害に対する我々の取り組みというのは多分、数十年の経験に基づいて立てられてきたと思うのですが、この前の大震災を見て分かるように、多分それでは駄目で、何百年や何千年スケールのものも視野に組み込まないと、自然災害には対応できなくなっているのではないのか。そういう従来の固定観念みたいなものを一旦取り払ってみてやらないと自然災害には対応できませんよ、という書きぶりをどこかに入れておいていただかないと、文化財の自然災害との関わりというのはどんどん多くなってきていま

すので、これまで私の生きたうちにはありませんでしたという事では済まなくなっているというのをどこかに入れておいていただければと思います。

それから、2点目はですね、これはいらないことかもしれないのですが、最後の方の51ページから始まる基本方針の推進体制のところ、県、市町村、それぞれの関わりのようなこと書いてあるのですが、文化財について言えば、例えば仙台市の政令市は、大幅な権限移譲が行われている或いは項目によっては市町村への権限移譲が行われているものもあって、それぞれのものそれぞれの種類によって関わり方が違うと思うのですね。当然保護活用についても、違う部分があるので、それをどこかに表現しなくてもいいのかなと。いやそれは自明のことで、そこまで書き始めると大変だ、ということであれば構わないと思うのですけれど。その辺を全部まとめるのがやはり県の立場になってくるのかなという気はしますので、どこか大綱に一言入っていてもいいような気がします。そちらへお任せいたします。

#### ○関口班長

ありがとうございます。表現等、検討させていただきます。

#### ○阿子島委員

54ページの終章で後半に新たに書き加えられたところ、アンダーラインの部分で、大変よく趣旨は表現されていると思いました。ただ少し、さっと読まれた方には分かり難いところがないかなということ、2、3申し上げますので検討していただければと思います。

一枚岩の歴史認識がどういうことかについて、書いた人と読む人が同じかどうかという、それで例えばなのですけれども、「画一的、統一的な、いわば一枚岩の歴史認識」などですね、いろいろ工夫を重ねられたらと思います。この辺り、非常に重要な部分だと思いますので。そしてここでの趣旨、県内の俯瞰的な歴史的自然的特徴をあえてまとめていません。

最初の大綱の前半の指定等文化財の概説留めというところを受けているのだと理解しますが、この通りだと思うのですが、例えば「自然、歴史的自然的特徴をあえて一つにまとめることは避けて」など、もう少し説明が伝わるようにすればより良い効果的な大綱ということになっていくのではないのでしょうか。そしてこの趣旨としてはやはり、宮城県は統一的とか全体が一つとして捉えるというよりも、各地域、市町村それぞれに、文化環境、文化財にも多様性が存在しているということだと思うのです。そういうことでありますからその繋がりとして、市町村を中心にした地域計画、これをそれぞれの小さな地域での文化財や文化環境の特性を、よく理解し活用するために、この地域計画は必須なのでありますと、考えざるをえないってような流れになるのかなと理解しましたので、また検討していただけないでしょうか。

#### ○関口班長

ありがとうございました。そうですね阿子島先生がおっしゃったような流れというのも一度、少し検討したいと思いますありがとうございます。

○川島副会長

内容のことでなくて、報告書の構成のことでお尋ねするのですが、私これを最初読んだとき一番感心したのは小見出し、というかコメントといいますかね、注釈といいますか、小さい部分ありますよね。これを、何か一覧できるようなページつけれないかと。或いは索引ですよね。何か報告書を利用する人たちにとって、非常に良い入り方ができる項目かなと思って、感心して読んでいたので。何かそういったこと、この小見出しを利用して何か作ってもらうページがあったらいいかなと思っています。

○関口班長

ありがとうございます。検討させていただきます。

○永広会長

その他ございますか。今ここで特に御発言がすることが思いつかないということでしたらもうそろそろ時間もありますので、議論を打ち切りたいと思いますが。

○川島副会長

また少し別のことなのですが、来月からパブコメが始まりますよね。その時の情報というのはどのくらいで、どういう問いかけをするのか。或いは今日まで検討してきた文化環境やそういう言葉も一応理解してもらった上でパブコメをもらうのか、その辺少し、もし具体的な方法がもう決まっているのだったら教えてもらいたい。

○関口班長

はい。パブリックコメントの出し方なのですけれども、基本的には今、提示しておりますこの案をブラッシュアップするような形でそのままWebサイトに掲載する形です。ただ、これだけというわけにもいきませんので、概要版を作成して、概要版と案という形でお示したいというふうに考えております。概要版も、枠組みをベースにとは思っているのですが、枠組みも少しわかりにくいとは思っているので、本当に案の方を凝縮するような形で、概要を作る。A4だったら、3、4ページぐらいのものをイメージしております。

ただ、概要版の方でその文化環境の定義までしっかり書くとすると結構、ボリュームがきついなという気がするので、作り込みは少し検討したいなと思いますが、やはり大事なところは大事だと思いますので、その辺は工夫をしながら作り込んで、もちろん先生方には事前に、こういった形でパブコメ出させていただきますということで、メール或いは郵送等で御連絡させていただければと思います。今一度その場で、そのタイミングでまた御意見をい

ただければというふうには思っております。なおパブリックコメントまでまだ半月以上ありますので、後でいろいろお気づきの点等御意見ございましたらまた事務局にお寄せいただければと思います。

○永広会長

本日のこの協議事項についてはこれで終了させていただきたいと思います。本日の議題の2番目(2)その他ですが、委員の皆様がた、何かこの場で御発言されることございますか。事務局から何かございますか。

○関口班長

特にございません。

○永広会長

他に特にないようでしたら、以上で本日の議事については、終了をさせていただきます。事務局にお返しします。

○司会(佐藤総括)

御審議ありがとうございました。会長はじめ、委員の先生方大変ありがとうございました。今後の協議日程について事務局から御案内させていただきます。

○屋代班長

次回の審議会につきましては、2月を予定しておりますので、また近くなりましたら、日程調整させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○司会(佐藤総括)

これをもちまして令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。